

平成 27 年第 1 回長南町議会臨時会

議事日程（第 1 号）

平成 27 年 5 月 7 日（木曜日）午前 9 時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

議事日程（第 1 号の追加 1）

議事日程と同じ

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期決定の件

追加日程第 4 諸般の報告

追加日程第 5 副議長の選挙

追加日程第 6 常任委員会委員の選任

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 8 長生郡市広域町村圏組合議会議員の選挙

追加日程第 9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第 10 議会広報特別委員会設置について

追加日程第 11 同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めるについて

追加日程第 12 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて

（長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

追加日程第 13 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて

（長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

追加日程第 14 議案第 1 号 平成 27 年度長南町一般会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番	岩瀬 康陽君	2番	御園生明君
3番	松野唱平君	4番	河野康二郎君
5番	森川剛典君	6番	大倉正幸君

7番	板倉	正勝	君	8番	左一郎	君
9番	加藤	喜男	君	10番	仁茂田	健一君
11番	丸島	なか	君	12番	和田	和夫君
14番	松崎	剛忠	君			

欠席議員（1名）

13番 吉野明夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	片岡	義之	君	会計管理者	常泉	秀雄	君
総務課長	田邊	功一	君	企画政策課長	田中	英司	君
財政課長	土橋	博美	君	税務住民課長	唐鑑	幸雄	君
保健福祉課長	荒井	清志	君	産業振興課長	岩崎		彰君
農地保全課長	松坂	和俊	君	建設環境課長	岩崎	利之	君
ガス課長	大杉		孝君	学校教育課長	永野	真仁	君
学校教育課主幹	浅生	博之	君	給食所長	中村	義貞	君
生涯学習課長	石野		弘君				

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚	孝一	書記	鈴木	直幸
書記	片岡	勤			

○議会事務局長（大塚孝一君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の松崎剛忠議員をご紹介いたします。よろしくお願ひします。

[年長の議員、松崎剛忠君議長席に着く]

○臨時議長（松崎剛忠君） ただいま紹介されました松崎です。

規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ち報告いたします。

吉野明夫議員から体調不良のため欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

以上、報告を終わります。

開会に先立ち町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 本日ここに新たに選出されました議員の皆様方をお迎えし、平成27年第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、このたびの選挙におきまして、めでたくご当選を果たされました皆様に、心からお喜び申し上げます。新たに議員になられた方もおりますので、2月の定例議会において今年度の施政方針を申し上げましたが、特に重点施策について触れてみたいと思います。

我が国の経済状況は、これまでに大胆な金融政策など、アベノミクスを一体的に推進し、経済は好循環となり、景気は回復基調にあると言われております。しかし、消費の低迷が長期化し、加えて高齢化の進展、人口の減少が著しいことなど、地方においては難題が山積し、いまだ好循環とは言いがたいものがあります。

こうした状況に鑑み、政府は東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある社会を維持するために、地方版総合戦略の策定を示しております。本町でも、プレミアム商品券発行など、消費喚起を促すために、現在、関係団体と協議を進めており、あわせて地方版総合戦略の策定に取り組んでいるところであります。

また、長年懸案でありました米満住宅跡地については、本年度は許認可手続のめどが立ったことから、分譲販売に踏み切り、少しでも若者の定住化に努めてまいりたいと考えております。

さらに、子育て支援として子育て交流館を設置し、子育て世帯の親子の情報交換の場として、交流の促進を図ってまいります。出産祝い金では、第3子へのお祝い金を10万円から30万円に引き上げるほか、子ども医療費の無料化を継続するなど、子育て環境の整備に努めてまいります。

ご案内の小学校の統合については、平成29年4月に小中一貫校を開校すべく、27、28年度の2カ年で校舎建設を実施してまいります。

以上、何点か述べさせていただきましたが、議員各位におかれましては、今後とも一層ご支援、ご協力を賜

りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます案件は、人事案件1件、専決処分の承認2件、補正予算1件の4件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願ひ申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（松崎剛忠君） そのまましばらく休憩します。

これ以降は、議会の人事案件となりますので、執行部の皆様方は退席をお願いいたします。

（午前 9時10分）

○臨時議長（松崎剛忠君） 会議を開きます。

（午前 9時11分）

◎開会の宣告

○臨時議長（松崎剛忠君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回長南町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○臨時議長（松崎剛忠君） 本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎仮議席の指定

○臨時議長（松崎剛忠君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

暫時休憩いたします。再開は9時45分を予定しております。

（午前 9時12分）

○臨時議長（松崎剛忠君） 会議を開きます。

（午前 9時48分）

◎議長の選挙

○臨時議長（松崎剛忠君） それでは、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。まず閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（松崎剛忠君） 投票における注意事項を事務局長から申し上げます。お願いします。

○議会事務局長（大塚孝一君） 投票に先立ちましてご連絡を申し上げます。

公職選挙法第68条に規定されております投票の無効の内容について、お知らせします。

まず、所定の用紙を用いないもの、またその選挙される資格を有しない者の氏名を書いたもの、2名以上の氏名を書いたもの、他事を書いたもの、投票すべき者の氏名を自書しなかったもの、誰の名前を書いたかわからぬもの、白票のもの、以上が無効となります。

なお、名字、名前だけではなく、氏名をはつきりとご記入ください。よろしくお願ひをいたします。

○臨時議長（松崎剛忠君）　ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に岩瀬康陽君、御園生　明君、松野唱平君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○臨時議長（松崎剛忠君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長（松崎剛忠君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

[投票箱点検]

○臨時議長（松崎剛忠君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[投票]

○臨時議長（松崎剛忠君）　投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長（松崎剛忠君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人、お願ひいたします。

[開票]

○臨時議長（松崎剛忠君）　選挙の結果を報告します。

投票総数13票。有効投票13票。無効投票ゼロ。

有効投票のうち、板倉正勝君9票。加藤喜男君3票。和田和夫君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、板倉正勝君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（松崎剛忠君）　ただいま議長に当選された板倉正勝君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎議長挨拶

○臨時議長（松崎剛忠君）　当選の挨拶をお願いします。

板倉正勝君。

[議長　板倉正勝君登壇]

○議長（板倉正勝君）　ただいま皆さんに推挙いただき、身に余る光栄で、私もこの重責に一生懸命頑張っていきたいと思います。また、皆さんにご協力をいただき、長南町の活性化に向けたいい議会をまとめていきたいと思いますので、皆さんどうかよろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（松崎剛忠君）　皆さんのご協力によって、無事職務を終わりました。ありがとうございました。

ここで、板倉正勝議長と交代いたします。板倉議長、議長席に着席お願いいたします。

[議長交代]

○議長（板倉正勝君）　では、本日が初めての議長職でありますので、よろしくお願ひいたします。

◎議席の指定

○議長（板倉正勝君）　追加日程第1、議席の指定を行います。

議席については、最も公平妥当な議席を定めることが望ましいと思いますので、慣例によって、当選回数、在職年数、年齢順に前列から定めさせていただきたいと思います。

それでは、職員に議席表を配付させます。

[議席表配付]

○議長（板倉正勝君）　すみません。もとい、初めてなのでちょっと飛ばしちゃいました。申しわけございません。

追加議事日程を配ります。すみませんでした。

[追加議事日程配付]

○議長（板倉正勝君）　議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元にお配りした議席表のとおり指定いたします。

暫時休憩します。再開は10時40分を予定しております。

(午前10時07分)

○議長（板倉正勝君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時40分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 岩瀬康陽君

2番 御園生明君

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（板倉正勝君） 追加日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 追加日程第4、諸般の報告をします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました平成27年2月、3月分の例月出納検査結果については、お手元に配付の印刷物によりご了承お願いします。

なお、説明員の出席を求めた者については、日程第11、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることがありますから出席していただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

◎副議長の選挙

○議長（板倉正勝君） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

[議場閉鎖]

○議長（板倉正勝君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、河野康二郎君、5番、森川剛典君及び6番、大倉正幸君を指名します。

投票用紙をお配りください。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（板倉正勝君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 配付漏れなしと認めます。

では、投票箱の点検をします。

立ち会いの方は投票箱の点検をお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長（板倉正勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[投 票]

○議長（板倉正勝君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番、河野康二郎君、5番、森川剛典君、6番、大倉正幸君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（板倉正勝君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票。有効投票13票。無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、大倉正幸君8票。丸島なか君4票。和田和夫君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、大倉正幸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開けてください。

[議場開鎖]

○議長（板倉正勝君） ただいま副議長に当選された大倉正幸君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎副議長挨拶

○議長（板倉正勝君） 当選の挨拶をお願いします。

大倉正幸君。

[副議長 大倉正幸君登壇]

○副議長（大倉正幸君） 副議長に当選させていただきました大倉正幸です。

もとより、自分はまだまだ若造で、こういう立場になっていいものかどうかというところはあるんですが、先ほどお話しさせていただいたとおり、議長のサポート、そして今失墜しているであろう長南町の悪名を払拭すべく、町内、町外に発信していかなければいけないというふうに思っています。

これからもご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたしまして、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

○議長（板倉正勝君）では、暫時休憩します。再開は11時15分を予定しております。

（午前10時54分）

○議長（板倉正勝君）休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時15分）

◎常任委員会委員の選任

○議長（板倉正勝君）追加日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

選任案をお配りします。

[選任案配付]

○議長（板倉正勝君）お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）異議なしと認めます。

常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、各常任委員会委員が決定したので、委員会ごとに常任委員長、副委員長の互選をお願いします。また、あわせて議会運営委員会委員について各委員会から2名の選考をお願いします。

各常任委員会を11時20分から総務常任委員会は議員控室、産業建設常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催をお願いいたします。

暫時休憩します。では、再開は11時20分を予定しております。

[「50分」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）すみません、もとい再開は11時50分を予定しております。

（午前11時16分）

○議長（板倉正勝君）休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時50分）

○議長（板倉正勝君）各常任委員長、副委員長の互選の結果は、お手元にお配りした名簿のとおりです。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（板倉正勝君）追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

選任案をお配りします。

[選任案配付]

○議長（板倉正勝君）お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配られました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）異議なしと認めます。

議会運営委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。再開は1時を予定しております。

[「1時30分」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）すみません、1時30分を予定しております。

なお、第1委員会室において1時から議会運営委員会を開きたいと思いますので、委員はお集まりください。

(午前 1時50分)

○議長（板倉正勝君）休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時44分)

○議長（板倉正勝君）議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果は、お手元に配りました名簿のとおりです。

しばらく休憩します。

(午後 1時44分)

○議長（板倉正勝君）議会を再開します。

(午後 1時47分)

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（板倉正勝君）追加日程第8、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

[議場閉鎖]

○議長（板倉正勝君）ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、左一郎君、9番、加藤喜男君、10番、仁茂田健一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（板倉正勝君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

立ち会いの方は、投票箱の点検をお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長（板倉正勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長、お願いします。

[投票]

○議長（板倉正勝君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番、左一郎君、9番、加藤喜男君及び10番、仁茂田健一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（板倉正勝君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票。有効投票12票。無効投票1票、白票。

有効投票のうち、松野唱平君7票。松崎剛忠君3票。和田和夫君1票。仁茂田健一君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、松野唱平君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開けていただけますか。

[議場開鎖]

○議長（板倉正勝君） ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました松野君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員挨拶

○議長（板倉正勝君） 当選の挨拶をお願いします。

松野唱平君。

[長生郡市広域市町村圏組合議会議員 松野唱平君登壇]

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（松野唱平君） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、挨

拶をさせていただきます。

私は、全く今日ここに来るときまで、このようなことになるとはそれまで全く考えておりませんでしたけれども、これから広域議員として議長さんの補佐役として務めてまいりたいということで考えておりますので、また皆さん方のご指導のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（板倉正勝君） 暫時休憩します。再開は2時25分を予定しております。

（午後 2時00分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時19分）

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（板倉正勝君） 追加日程第9、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） お諮りします。

指名の方法については、議長の私が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

議長の私が指名することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員には、丸島なか君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長の私が指名した丸島なか君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と認めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

ただいま指名した丸島なか君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました丸島なか君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員挨拶

○議長（板倉正勝君） 当選の挨拶をお願いいたします。

丸島なか君。

[千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員 丸島なか君登壇]

○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員（丸島なか君） 改めまして、こんにちは。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員としてご推举いただきまして、大変ありがとうございます。

今後、一生懸命頑張らせていただきますので、どうぞご指導よろしくお願ひいたします。

終わります。（拍手）

◎議会広報特別委員会設置について

○議長（板倉正勝君） 追加日程第10、議会広報特別委員会設置についてを議題とします。

お諮りします。

長南町議会広報発行に関すること及びこれに伴う調査検討については、5人の委員で構成する議会広報特別委員会を議員の任期中設置し、これに附帯して閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

したがって、長南町議会広報発行に関すること及びこれに伴う調査検討については、5人の委員で構成する議会広報特別委員会を議員の任期中に設置し、これに付託することに可決決定しました。

このまましばらく休憩します。

(午後 2時23分)

○議長（板倉正勝君） 会議を再開します。

(午後 2時23分)

○議長（板倉正勝君） お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。再開は2時45分を予定しております。

議会広報特別委員会の正副委員長互選のため、委員会条例第9条の規定により、本委員会を25分から第1委員会室に招集するので、委員の方はご参集ください。

(午後 2時23分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時45分)

○議長（板倉正勝君）　ここで報告をします。

議会広報特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果は、お手元に配りました名簿のとおりです。

また、休憩中に、町長から同意1件、承認2件、議案1件を受理しましたので、報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　追加日程第11、同意第1号　監査委員の選任について同意を求めるについてを議題にします。

本件については、松崎剛忠君の一身上に関する案件であると認められますので、地方自治法第117条の除斥の規定によって松崎剛忠君の退場を求めます。

[松崎剛忠君退場]

○議長（板倉正勝君）　提出者の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長　平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）　このたび、議長、副議長にご就任されました板倉正勝議長、大倉正幸副議長におかれましては、誠におめでとうございます。心からお喜びを申し上げる次第でございます。さらに、各常任委員会、その他人事構成につきましては、それぞれ決定されたわけでございますが、誠にご苦労さまでございます。

今後とも、板倉議長を中心には、議会運営、議会活動が円滑に進みますようご期待申し上げます。

それでは、同意第1号　監査委員の選任につき同意を求めるについてご説明申し上げます。

このたびの委員につきましては、議員の中からの選任でございまして、松崎剛忠氏が適任者と存じますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお、退任されました古市善輝氏におかれましては、長年にわたり適切なる監査事務執行にご尽力を賜り、この場をおかりいたしまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君）　これで提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めるについて採決します。

本件について同意することに賛成の方は起立お願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本件については、同意することに決定しました。

このまましばらく休憩します。

(午後 2時50分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時52分)

○議長（板倉正勝君） 松崎剛忠君に申し上げます。

ただいま、監査委員の選任につき同意を求めるについては同意されました。

松崎剛忠君、挨拶をお願いいたします。

[監査委員 松崎剛忠君登壇]

○監査委員（松崎剛忠君） このたび監査委員に皆様方のお力で選任されました。どうもありがとうございました。

これからは、選任された以上は皆様方のご指導をいただき、また町長はじめ職員の皆様方のご協力、ご指導のもと職務を全うしていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします、挨拶とかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（板倉正勝君） ありがとうございました。

議席に着席お願いします。

◎承認第1号～議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 追加日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてから追加日程第14議案第1号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から議案第1号までの議案について、ご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてでございますが、本案は地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、急施を要するものと認め、本年3月31日

に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めるについてでございますが、本案は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が平成27年3月27日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町重度心身障害者の医療助成に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第1号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、老朽化による保健センター空調機、冷温水ユニットの更新に伴う工事費及び税の還付金並びに小中一貫校校舎整備工事に係る委託料の追加をお願いするものでございます。歳入歳出それぞれに3,693万円を追加し、予算の総額を43億9,393万円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） ここで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

[税務住民課長 唐鎌幸雄君登壇]

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて、内容の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月7日提出、長南町長、平野貞夫。

新旧対照表は、参考資料の3ページから28ページまでになります。あわせてご覧ください。

初めに、前提的なことを申し上げますが、議案書5ページからの第1条、議案書の5ページです。1条では、昭和30年に制定されました長南町税条例の一部改正を、そして議案書の10ページ、8行目からの第2条におきまして、昨年3月に専決処分をさせていただき、6月議会でご承認をいただきました長南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっております。この両方の条例の一部改正に当たりましても、それぞれ附則の改正も定められておりますが、要は2つの条例を今回同時に一部改正を行うというものでございます。

なお、説明は参考資料の1ページ及び2ページの一部改正の概要と新旧対照表を中心に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一部改正の概要の中ほどの2の改正の内容をごらんください。

第1条の昭和30年に施行されております長南町税条例の一部を改正する内容から説明させていただきます。

初めに、アといたしまして、個人番号制施行に合わせた法律改正に伴います改正でございます。規定の組織

等におきまして、個人、法人番号等を記載すること等改正となりました。施行の日は、番号の利用等に関する法律に掲げる規定の日とされており、先日政令が出され、平成28年1月1日とされたところでございます。この関係では、第2条、第36条の2、第51条等々、最後は附則第22条の中におきましても、同じ理由から一部改正するものでございます。

次に、イの減免等の手続に要する期間の規定の関係でございます。第51条、第71条、第89条、第90条及び第139条の3におきましても、納期限の7日前までに所要の手続をする必要があると定められておりましたが、これは自治体によって異なると考えられることから、規定の整備がされ、本町におきましては、納期限までと改めさせていただくものでございます。施行の日は、27年4月1日でございます。

次に、ウの住宅借入金等特別税額控除の適用期限の改正の関係でございます。新旧対照表では、14ページ中段からの附則第7条の3の2でございまして、適用期限が平成31年6月30日まで、1年6ヶ月延長されたことに伴い、適用年度を2年延長する改正をさせていただくものでございます。施行の日は、27年4月1日でございます。

次に、エのふるさと納税に関する改正でございます。新旧対照表では、15ページから16ページにかけてになります。附則第9条並びに附則第9条の2がその場所になります。ふるさと納税についての改正点は、大きくまず1点目として、現行特例控除額の上限が、所得割額の1割から2割に引き上げられたことでございます。2点目といいたしまして、ふるさと納税ワンストップ特例が創設されたこと、この2点が主な内容でございます。

このワンストップ特例の内容でございますが、通常、確定申告が不要の方が5自治体以内にふるさと納税を行った場合には、寄附を受けた自治体が寄附者の住所地の市町村に通知することにより、翌年度確定申告をすることなく、住民税からの必要な控除を受けられるよう改正されたものでございます。これにより、煩雑さが緩和され、ふるさと納税を行う方がふえるのではないかと期待をされております。施行の日は、27年4月1日でございます。

次に、次のページの2ページをごらんください。

オのわがまち特例の改正の関係でございます。新旧対照表では、16ページ7行目からの附則第10条の2となります。新たに、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る減額措置を加える改正でございます。最初の5年間、固定資産税額の3分の2を軽減しようとするものでございます。施行の日は、27年4月1日でございます。

次に、カの土地に関する固定資産税の特例の関係でございます。新旧対照表では、19ページ9行目から22ページまでになります。条文では、附則第11条の見出し並びに次の附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条となります。法令改正に合わせ3年間延長する改正でございます。内容は、急激な税の変化、増額ですが、となる場合は、これを調整する負担調整措置を3年間延長するというものでございます。施行の日は、平成27年4月1日でございます。

次に、キの軽自動車税のグリーン化特例の関係でございます。22ページ下段からの附則第16条の改正の関係でございます。これは、27年4月1日から28年3月31日までに、新規取得、これは新車のみでございます。四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、翌年度に限りその燃費性能等により、税額を75%から25%軽減する規定でございます。施行の日は、平成27年4月1

日でございます。

その他は、法人税法等法律、法令の改正に合わせ、適用条文等を改正させていただくものでございます。ここまでが、第1条の改正でございます。

続きまして、昨年3月に改正いたしました長南町税条例等の一部改正の改正の説明をさせていただきます。

これは大きく第2条として区分してございます。昨年改正させていただいたものをさらに今回追加で改正させていただくというものでございます。

ケといたしまして、先ほど本年度の税制改正の中でグリーン化特例の創設の説明をいたしましたが、このため、昨年一部改正した条例をさらに一部改正する必要が生じましたので、改正させていただくものでございます。新旧対照表26ページの附則第16条の軽自動車税の税率の特例の規定を改めさせていただくものでございます。

次に、コとして、軽自動車税の増額の時期の変更の関係です。新旧対照表では、27ページの附則第4条第2項の改正になります。昨年の改正では、27年4月1日から軽自動車税が増額変更になると規定いたしましたが、消費税の税率の引き上げが延伸されたことから、これが1年延長され、28年4月1日からとなる規定が含まれております。この施行の日は、附則第1条第1項で定められておりますが、公布の日からであり、27年4月1日から適用させるため、3月31日に専決処分を行い、同日公布をしたところでございます。

最後にサとして、旧3級品紙巻きたばこに係る特例税率の段階的な廃止の関係でございます。こちらは、議案書の13ページ中段の第5条から20ページまで、約7ページにわたり記載されております。町たばこ税に関する経過措置でございます。これは、平成22年10月からの大幅なたばこ税引き上げ以降、定価で販売されている旧3級品紙巻きたばこについては、その販売数量が急増しており、これを取り巻く環境に変化が生じている状況にあるとのことで、このたび見直しがされることになりました。平成28年4月1日から平成31年までの各年4月1日まで、4回にわたり段階的に引き上げが行われることとなります。最終的には、町たばこ税は一般品と同じ1,000本当たり5,262円となり、現行からは2,762円増となります。また、それぞれの4月1日には、手持品課税が行われることとなります。

この旧3級品とは、6銘柄ありますて、わかば、しんせい、エコー、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットでございます。また価格でございますが、現行1箱210円から260円のものが、最終的には130円値上がりし、340円から390円になることです。施行の日は、平成28年4月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、承認第1号 専決処分の承認を求めるについての内容の説明を終わらさせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、承認第1号の内容説明は終わりました。

承認第2号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

[保健福祉課長 荒井清志君登壇]

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めるについてにつきまして、説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いします。

承認第2号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月7日提出、長南町長、平野貞夫。

次のページ、22ページをお願いします。専決処分書でございます。

専決処分とさせていただいたものは、長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

別冊の参考資料により内容は説明させていただきますので、参考資料の29ページをお願いします。

まず改正の趣旨でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により、障害者に対する医療費については、所得に応じ自己負担額の軽減措置が講じられております。一定の所得、市町村民税の所得割額が23万5,000円以上ある方は、この軽減の対象とならないことになっておりますが、高額治療継続者については、経過的特例として平成27年3月31日までは軽減の対象とすることになっておりました。

この施行令が3月27日に改正され、経過的特例の期間が平成30年3月31日までの3年間延長されることになりました。これを受け、本町でも長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例第3条第2項で規定する医療費助成の受給権者を国と同様に平成30年3月31日まで対象とするため、条例の一部の改正をするものでございます。国の施行令の施行期日が平成27年4月1日となっており、町の条例の施行期日もこれに合わせる必要があることから、専決処分とさせていただきました。

2の改正の内容でございますが、改正附則、附則第3項中の平成27年3月31日とある記述を平成30年3月31日に改め、重度心身障害者の医療費助成の受給権者の対象を一定の所得がある方でも高額治療継続者に該当する場合については、平成30年3月31日まで対象として延長するものでございます。

なお、高額治療継続者とは、重度の障害を持つ方で、計画的、集中的な治療を継続する必要がある方となります。

次のページ、30ページには、条例の新旧対照表を添付しておりますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、雑駁でしたが、専決処分させていただきました条例の一部の改正の内容でございます。ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、承認第2号の内容説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

[財政課長 土橋博美君登壇]

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第1号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

議案第1号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）について。

平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成27年5月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは続きまして、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成27年度長南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,693万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,393万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、2款の総務費でございますが、1項総務管理費、5目財産管理費では、保健センター空調機、冷温水ユニットの老朽化によりまして、現在使用できない状況でありますので、機器更新のため15節で工事費3,160万円を追加するものです。

13目諸費では、23節で法人町民税に関する構成に伴い、税等還付金133万円を追加するものでございます。

次に、9款の教育費でございますが、2項小学校費、3目学校施設整備費、13節委託料では、小中一貫校校舎整備工事の設計施工一括発注方式での実施に伴う測量業務委託と支援業務委託として400万円を追加するものでございます。

なお、その他の特定財源につきましては、教育施設整備基金からの繰入金を充てさせていただいております。

次に、歳入についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

18款1項1目財政調整基金繰入金は、3,160万円の追加をお願いするものでございます。保健センター空調機、冷温水ユニット更新工事に充当させていただいてございます。

8目教育施設整備基金繰入金は、特定目的基金からの繰り入れでございます。

19款繰越金は、前年度繰越金133万円の追加をお願いするものでございます。

大変雑駁でございますが、以上で議案第1号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、議案第1号の内容説明は終わりました。

以上で、一括議題とした承認第1号から議案第1号までの内容説明は終わりました。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めるについての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今回の改正が、消費税10%への増税の先送り実施の強行を前提に、法人税の引き下げの代替財源として外形標準課税の拡大は、黒字の大企業だけを優遇する内容となっています。また、個人番号制は知られていないく、もっと周知する必要があると思って反対します。

○議長（板倉正勝君） 賛成討論をお願いします。

○3番（松野唱平君） 承認第1号でございますけれども、今回の専決処分につきましては、町の税条例の一部を改正する条例の改正でございまして、地方税法の改正に伴います町の条例改正でございますので、私としては賛成をいたしたいと思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを採決します。

承認第1号を原案どおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについては、原案どおり承認されました。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めるについての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めるについてを採決します。

承認第2号を原案どおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

承認第2号 専決処分の承認を求めるについては、原案どおり承認されました。

これから議案第1号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。
質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

議案第1号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開は3時50分を予定しております。

(午後 3時25分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 3時50分)

◎閉会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、本臨時会の会議録調製に当たり、文字、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思っていますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決めました。

これをもって会議を閉じます。

平成27年第1回長南町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご協力ありがとうございました。また、ご苦労さまでした。

(午後 3時52分)